

「中国実用新案情報の実態」

○伊藤徹男¹⁾, ○乾 智彦²⁾, 佐武正紀³⁾, 吉居未来⁴⁾, 角田 朗⁵⁾
アジア特許情報研究会¹⁾, 株式会社IHI²⁾, 富士フイルム知財情報リサーチ株式会社³⁾, 日本バルカー工業株式会社⁴⁾, 角田特許事務所⁵⁾
〒300-1260 つくば市西大井1733-15
Tel: 029-874-7231 FAX: 029-874-7231
E-mail: patentsearch2006@yahoo.co.jp

The actual situation of China utility model.

ITO Tetsuo¹⁾, INUI Tomohiko²⁾, SATAKE Masaki³⁾, YOSHII Miki⁴⁾, TSUNODA Akira⁵⁾
Asia Patent Information Society¹⁾, IHI Corporation²⁾, FUJIFILM Intellectual Property
Research Co., Ltd.³⁾, Nippon Valqua Industry Co., Ltd.⁴⁾, Tsunoda Patent Office⁵⁾
1733-15 Nishi-ooi, Tsukuba, Ibaraki, 300-1260 Japan
Phone: +81-29-874-7231 Fax: +81-29-874-7231
E-mail: patentsearch2006@yahoo.co.jp

【発表概要】

”中国の実用新案は個人出願人によるものがほとんどで把握が難しい！”など誤解も多い。中国国家知識産権局(SIPO、以下、中国特許庁と呼ぶ)の有効実用新案ランキングなど統計データが公表されているが、データが正確とは言えない面もある。中国の実用新案について個人出願人の動向、審査経過情報や中国特許庁統計データを解析することでライセンス、質権設定などの情報、および二重出願の実態について調べた。

【キーワード】

中国, 実用新案, 特許情報, ライセンス, 二重出願, 同時出願, ダブル出願, 商用英語データベース

1. はじめに

中国の実用新案は、内国出願人がほとんどであり、個人出願人の比率も高く、発明特許と同様に急激な出願増加を示していることは中国特許庁の統計資料からも明らかになっている。

各種の情報が発信されているにも拘わらず、中国の実用新案に関する様々な誤解も生じている。その1つは、中国の発明特許・実用新案は1国出願がほとんどで他国出願がなく、従ってファミリーがないので把握しがたい、というもの。また、個人出願人が多いので、これまた把握が難しい、というものである。

さらに、発明特許と実用新案が同時に出願できるという中国の特許制度は2009年の第3次改正で若干修正されたものの、実用新案が早期権利化されることを利用して、数こそ少ないが活用されている。しかし、総論的(理論的)な紹介はいくつかみられるものの、その実態は充分には明らかにされているとは言い難い。

本報告により、これら中国の実用新案の一端を、①個人出願人の動向、②二重出願の実態で明らかにすることにより、様々な誤解の解消につながれば幸いである。

2. 検討内容

中国の実用新案の商用英語データベースにおける収録状況を示し、法人・個人出願人比率から個人出願人の占める推移を示すと共に、商用英語データベースでは求めることが難しい現在生きている実用新案(有効実用新案)についての個人ランキングを中国特許データベース CNIPR の簡易解析機能などを利用して求めた。

さらに、中国特許庁審査経過情報検索ページや中国特許庁統計データを解析することでライセンス、質権設定などの情報、および二重出願の実態について

調べた。

3. 検討結果

3-1. 中国実用新案の出願実態と商用英語データベースの収録

中国の実用新案を英語データベースで調査しようとする場合、手軽には中国特許庁英語データベースか `espacenet` となるが、中国特許庁英語データベースには書誌情報は収録されているものの抄録は収録されていない。商用英語データベースにおいても2009年までは DWPI や QPAT (Orbit.com)、PatBase など主要なデータベースにも実用新案は収録されていなかったが、2010年以降はこれら主要データベースの他、`espacenet` の元となっている DOCDB をベースとする国内ベンダー各社が提供するデータベースにも収録されるようになった(一部データベースには未だ中国実用新案が収録されていないものもある)。これら商用英語データベースにおける中国実用新案の抄録収録状況を調べた。

この収録状況から中国の実用新案といえども発明特許と同様に、また欧米や日本特許と同様に、少なくとも抄録の検索が(多くは機械翻訳ではあるが)問題なく検索できることがわかる。DWPI など一部のデータベースでは人手翻訳されていたり、各種コードで効率的な検索ができるなどのメリットもあるが、汎用のデータベースでもこれら収録結果をみる限り、ファミリーのない中国1国のみ出願でも逃すことはないのである。最近ではいくつかのデータベースに実用新案の全クレームや全文まで検索できるものも増えてきている。

また、実務では、商用英語データベースにおける検索漏れを補完するために CNIPR データベースが利用されているが、商用英語データベースの中にも英

語データベースと共に各国原語(中国の場合には中国語)データを収録し、検索精度を上げる試みがハイブリッド検索システムとして現れてきたことについては昨年の INFOPRO2011 で紹介した¹⁾。

3-2. 中国実用新案における個人出願人の実態

1) 実用新案における法人／個人出願比率

中国の積極的なイノベーション政策も寄与して実用新案における個人出願人が占める比率が高いことは事実である。それが「中国実用新案では個人出願人がほとんどで把握することが難しい」というまでの誤解を生じている。2000年から2011年発行日ベースでの法人／個人出願比率の推移を図1に示した。

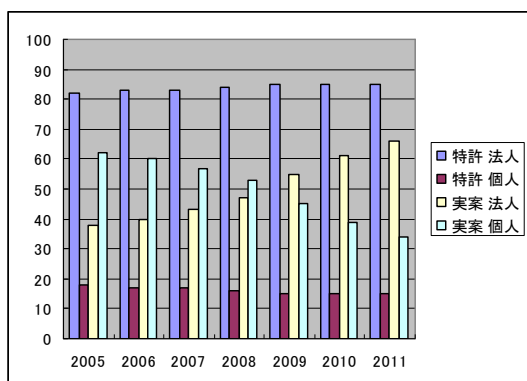


図1 中国出願 法人・個人比率

2008年までは実用新案の個人出願比率が50%を超えていたが(この点だけでもすごいことであるが)、2009年以降は法人の方が上回っており、「個人出願人がほとんど」というのは誤解であることがわかる。

2) 個人出願人ランキング

特に、中国1国出願がほとんどである実用新案においては、英語データベースにおける中国出願人などの異表記のゆれが多いことを考慮すると英

語データベースだけで調査をすると漏れが生じるのも事実である。但し、これは中国の「個人出願人」の問題ではなく、中国出願人の英語表記のばらつきが多さ、データの欠落という英語データベース特有の事情が、1つの英語データベースだけで調査しきれない要因となっている。²⁾³⁾

従来の欧米の特許調査では、英語データベース1つあれば調査が可能であったが、中国をはじめとするアジア・新興国の特許調査においては、それに加え、各国特許庁の原語データベースでの補完が必要となってくる所以である。「個人出願人だから把握しがたい」、また、「中国実用新案は把握しがたい」ということはないのである。CNIPR データベースを必須の補完ツールとして使えば全く問題はない。

中国実用新案における個人出願人ランキングを有効実案ランキングとして図2に示した(図中の出願人名は簡体字のままとした)。

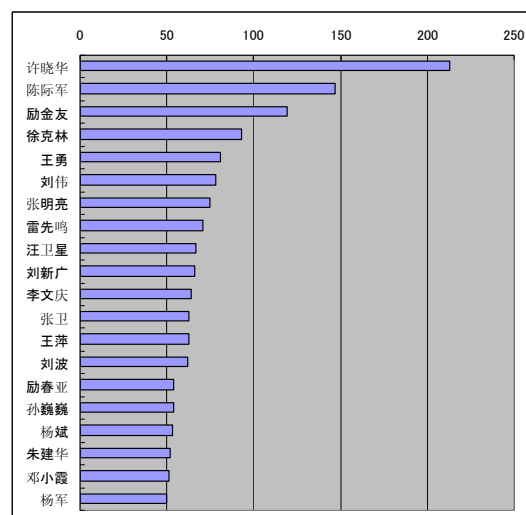


図2 個人有効実案ランキング(2011)

図2は、2011年時点における生きている(有効な)実用新案ランキングをCNIPRの簡易解析機能を使ってラ

ンキングを取得し、名寄せなどをして示したものである。各種データベースにも付属している解析機能でも検索集合から出願人名などを抽出すると図2のように、「王勇」さんなどは、「王 勇」とスペースが空いているようなものでも別出願人としてカウントすることになってしまうので注意が必要である。

有効実用新案出願人ランキングは、中国特許庁の専利統計簡報（2011年第7期）と同様に「中国国内企業」「中国大学」「中国研究機関」「外国企業」別にグラフ化した。ここでは触れない。このようにCNIPRを利用すれば個人出願人も容易に把握できる。

CNIPRによる中国語検索は、中国語が理解できなくてもWEBで提供されている英語⇒中国語辞書を使えば容易に中国語検索式を作成できるし、検索結果もGoogle翻訳ツールなどを使えば技術の概略ぐらゐは把握できる。英語データベースと中国語（原語）データベースを併用して情報を得ればほとんど中国語情報を読むことなく、英語情報のみで中国特許調査ができることは別稿を参照されたい²⁾。

3-3. 実用新案とライセンス

発明特許と実用新案のライセンス状況をライセンス情報登録日基準でカウントした推移を図3に示した。

ライセンスについては発明特許より実用新案の方が若干上回っていることがわかる。ライセンス情報についてもやはり中国特許庁の専利統計簡報や2006年以降の統計情報が中国特許庁から公表されており、実用新案の内、個人がライセンスしている割合が50%を超えていることが示されている。中国特許庁のライセンス情報を

実用新案の観点から詳細に解析した結果については発表時に報告したい。

また、中国においても発明特許や実用新案など知財権を元に資本を得る目的で質権設定もできる。その数はライセンスほどではないが利用されている。その解析の詳細も発表時に示したい。

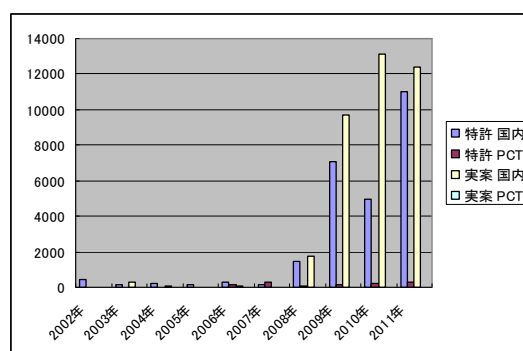


図3 発明特許／実案ライセンス推移

3-4. 二重出願

発明特許と実用新案の二重出願に関しては、第3次改正で同日に出願したものに限り統一されたが、それ以前では出願日が異なっても新規性が損なわれない範囲で二重出願が可能であった。

また、二重出願した場合には、審査の結果、発明特許が登録となる段階で先に登録となった実用新案を放棄する必要がある（したがって、二重出願した場合にはこの段階まで年金を納付して生かしておかなければならない）。

理論的には、審査の段階で発明特許のクレームが実用新案と異なることとなった場合には、特許と実用新案の両方を権利維持できるなどと紹介されている⁴⁾。このような実例としてどのようなケースがあるかなど、複雑となっている二重出願について成立要件も含めて整理したので報告する。

二重出願に基づく実用新案の放棄（重複授權放棄）の推移を図4に示したが、2011年（12054件）は2010年（3692件）の約3倍強の伸びを示しており、2012年6月時点でも約7000件と年末には15000件を越す勢いである。上記のように発明特許のクレームが変更になった場合には重複授權放棄ということはないので、二重出願数は、重複授權放棄数よりも多いことになる。本報告では、二重出願利用者のランキングなどの解析を通じて、二重出願の実態についてさらに明らかにする予定である。

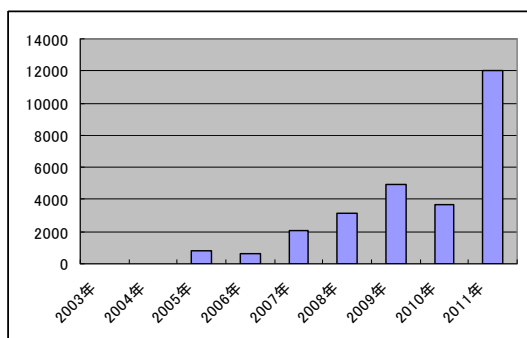


図4 重複授權放棄の推移

4. おわりに

中国の実用新案の実態を個人出願人、ライセンスおよび二重出願の観点から見てきた。発明特許や実用新案の維持年数などには触れなかったが、中国国内出願人の実用新案維持（年金納付）年数は平均2、3年とされている（専利統計簡報（2011年第7期））。これには発明特許と同様、実用新案も一定数以上出願すればハイテク認定により税制上の優遇策（法人税率の軽減）などを受けられるということから、長期間維持する必要もない、とのことから、このような維持年数になっているともされる点などの検証は割愛した。

したがって、ライフサイクルの短い製品などについては発明特許ではなく、実用

新案で対応するなどの戦略を取り入れてもいいのではないと思われる。実用新案での権利行使は、シュナイダー事件などが示すように決して発明特許にひけはとらないのである。また、やはりここでは詳述しないが、中国の実用新案を優先権として（発明特許は出願せずに）外国出願するケースも少なくないのである。発表時に実例を示す。

日本の各企業が中国の実用新案の実態を把握することで出願戦略を含めた知財戦略を見直すきっかけになれば幸いである。

「謝辞」

最後に、本報告は2012年度の「アジア特許情報研究会」のワーキングの一環として報告するものであり、報告者として名前を挙げさせていただいた他に、株式会社プロパティの李婷さん、オリンパスメディカルシステムズの中西昌弘さんはじめ、他のテーマリーダーの皆さん、特に、中国在住の北京北翔知識産権代理有限公司の西内盛二先生からは、中国国内の実情について数々のアドバイスをいただきました。ここに改めて感謝申し上げます。

5. 参考文献

- [1] 田畑, 石田, 水町: 英語・原語によるハイブリット検索: 第8回情報プロフェッショナルシンポジウム 2011
- [2] 伊藤: 特許情報における原語検索の必要性と自動翻訳によるサポート情報管理 2011 Vol53 No11 p600
- [3] 赤壁: 中国特許調査環境の実情 知財管理 2011 Vol61 No4 p521
- [4] 汪, 張: 中国実用新案特許制度の特徴とその応用 パテント 2011 Vol.64 No.8 p70